

令和3年9月教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和3年9月29日(水) 午後2時から

2 場 所 教育プラザ 大会議室

3 出席者

教育長 早川 義裕      1番委員 大谷 和弘      2番委員 本間 倫子  
3番委員 山縣 知子      4番委員 小林 晃彦

(教育長及び委員以外の出席者)

教育部長 市川均、歴史文化指導監 中西聰、教育総務課長 新部彰、教育総務課参事 戸田正明、教育総務課参事 石澤克明、人権・同和対策室長 大島茂、学校教育課長 野田晃、学校教育課参事 水澤一彦、社会教育課長 小嶋栄子、文化行政課長 新保誠吾、スポーツ推進課長 吉田正典、オリンピック・パラリンピック推進室長 米川美樹、高田幼稚園長 中嶋賢一、教育センター所長 竹内学、高田城址公園オーレンプラザ館長 岩野 俊彦、高田図書館長 小暮ひろ子、直江津学びの交流館長・直江津図書館長 米持明子、青少年健全育成センター所長 曾我茂樹

事務局 教育総務課副課長 柳澤直也、企画係長 小酒井洋平、企画係主事 櫻井美沙子

4 傍聴人 0人

5 会議に付議した事件

議案第51号 上越市教育プラザ条例施行規則の一部改正について

議案第52号 上越市学校給食運営委員会委員の委嘱及び解任について

議案第53号 上越市教育委員会職員の人事異動について

報告第3号 専決処分した事件の承認について(上越市教育委員会職員の人事異動)

報告第4号 専決処分した事件の承認について(新型コロナウイルス感染症に伴う幼稚園・小中学校等の臨時休業等の基準の見直し)

教育長開会宣言 午後2時

会議録署名委員の指名 小林 晃彦 委員

教育長 | 教育委員の任命について報告する。  
7月27日付けで教育委員に小林晃彦委員を任命した。  
小林委員から挨拶をいただく。

小林委員 | これまで、中学校の教員を38年間、上越市教育委員会の指導主事を4年間、県教育委員会に7年間勤め、様々な経験を積んで、定年を迎え、現在は上越教育大学に勤務している。教育実習や大学院生の学校実習で上越市にお世話になっている。

現在私が研究しているのは地域振興と教育との関係、上越市が明治、大正時代から全国に誇っていた郷土教育である。また、10年来、総合的な学習の時間についても研究しながら歩んできている。自分のできることはないか考えつつ、恩返しのつもりで頑張りたい。

教 育 長 続いて、教育長職務代理者の指名及び議席の指定について報告する。地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び上越市教育委員会会議規則の規定に基づき、7月27日付けで指名及び指定を行った。

まず、教育長職務代理者には大谷和弘委員を指名する。議席は、1番大谷和弘委員、2番本間倫子委員、3番山縣知子委員、4番小林晃彦委員とする。

教 育 長 議案第51号上越市教育プラザ条例施行規則の一部改正について、説明を求める。

教育総務課長 このたびの一部改正は、多目的ホールが供用廃止されることに伴い、上越市教育プラザ条例の改正に合わせ、上越市教育プラザ条例施行規則の一部を改正するものである。なお、条例については、8月に書面表決をいただいたとおりである。9月市議会定例会に提出し、可決された。

なお、施行期日は、令和3年12月1日である。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

委 員 意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第51号について、ご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 議案第52号上越市学校給食運営委員会委員の委嘱及び解任について、説明を求める。

教育総務課長 上越市学校給食運営委員会は、学校給食の充実と適正な運営を図るために設置している。

このたびの委嘱及び解任は、学校給食調理員部会長の交代に伴うものであり、任期は前任者の残任期間の令和3年10月1日から令和4年11月21日までである。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

委 員 意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第52号について、ご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 議案第53号上越市教育委員会職員の人事異動について、説明を求める。

教育総務課長 このたびの人事異動は、令和3年10月1日付けで教育委員会事務局職員4名の転任及び3名の配置換を行うものである。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

委 員 意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第53号について、ご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 報告第 3 号専決処分した事件の承認について（上越市教育委員会職員の人事異動）、説明を求める。

教育総務課長 このたびの専決処分は、教育委員会職員の自己都合退職に伴う、7月31日付けの異動であり、教育委員会に諮る時間的な余裕がなく、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、専決処分により人事発令を行ったものである。  
対象職員は、柿崎小学校に勤務する職員 1 名で、一身上の都合により辞職することに伴う人事異動である。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

委 員 意見、質問なし

教 育 長 それでは、報告第 3 号について、ご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 報告第 4 号専決処分した事件の承認について（新型コロナウイルス感染症に伴う幼稚園・小中学校等の臨時休業等の基準の見直し）、説明を求める。

教育総務課長 このたびの専決処分は、新型コロナウイルス感染症に伴う小中学校等の臨時休業基準について、直近の国や県の動向を踏まえ、見直しを行うものである。  
市内の感染者が急増する中、2 学期が始まった学校、幼稚園での早急な対応を要することから、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、専決処分を行った。

学校教育課長 令和 2 年度に発出された新型コロナウイルス感染症に伴う幼稚園・小中学校等の臨時休業等の基準について見直すものである。国が 8 月 27 日付けで新型コロナウイルス感染症の感染状況、科学的見地などを踏まえ、臨時休業の基準を示したことから、市の基準を検討し、見直しを行った。今までは、幼稚園、児童、生徒、教職員の感染が判明し、感染拡大の可能性がある場合は、一旦臨時休業し、保健所の指示を受けながら適時再開することとしていた。放課後児童クラブも同様に閉鎖としていた。また、当該児童、生徒が在籍する学級は 2 週間を目安に学級閉鎖を行うこととしていた。

見直し後は、第 1 段階として、保健所の指示等に基づき、2 日から 4 日を目安に感染拡大が予想される範囲に応じて、学級閉鎖、学年閉鎖、または臨時休業を行うこととした。放課後児童クラブについては、感染拡大の恐れがないと判断されるまで閉鎖とした。第 2 段階としては、学級内に濃厚接触者が複数人いる場合、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体に広がっている可能性が高い場合、それぞれの状況に応じて、保健所の指示を仰ぎながら、3 日から 7 日間を目安に学級閉鎖、学年閉鎖、または臨時休業を行うこととした。放課後児童クラブもそれぞれの場合により対応する。幼稚園、小中学校、放課後児童クラブでの感染拡大を防ぐために、臨時休業措置を行うことは変わらないが、児童、生徒の学習保障、保護者の就労保障も勘案し、感染者の行動履歴、感染拡大状況を把握しながら一律の臨時休業だけでなく、学級閉鎖、学年閉鎖の選択、休業や閉鎖等の期間の設定が可能になるように変更した。

教 育 長 学校関係では、昨年度から児童、生徒 11 名、職員 2 名、あわせて 13 名の陽性者が確認されている。そのうち、昨年度は 1 名で、12 名は全て今年度の 8 月以降に確認されている。昨年度作成した基準が 8 月の感染拡大状況に合わず、見直しを行

	<p>い、各学校に通知を行った。</p> <p>国よりも厳しい基準であり、入口を厳しくし、徐々に解除するように考えている。爆発的に学校内に広まってしまうと、この基準で対応することも難しいが、今のところ学校で大きなクラスター等は発生していないため、この基準で対応している。</p> <p>議案について意見、質問を求める。</p>
小林委員	<p>多くの知見や研究成果に基づき、実情に即した基準の見直し、明確化が図られたと考える。基準について、相談と協議の言葉の使い分けはどうしているのか。</p> <p>また、協議については誰が協議するのか。</p>
学校教育課長	<p>決定の前段階で現状について報告し、情報収集をする場合は相談、決定を前提とする場合は協議としている。</p> <p>臨時休業や学級閉鎖については、学校保健安全法に基づき、校長が決めることとしている。教育委員会は、基準を提示し、最終的に校長が判断するための方向性を示している。そのため、協議は市教育委員会と校長が行う。</p>
教育長	<p>相談の上、決定と記載されている箇所があるが、相談は決定を前提としないとの理解ではないのか。</p>
学校教育課長	<p>協議については、協議する者が決定すると捉えている。相談については、話し合いのため、その集団で決定するものではないと考える。相談の上、決定というのは、集まった者で、相談の上、決定すべき主体が決定する。例えば学校長や市教育委員会が決定するというような考え方である。</p>
小林委員	<p>関係部局等と十分に協議の上とあるが、これは相談の意味か。</p>
学校教育課長	<p>これは相談の意味である。</p>
小林委員	<p>学校の方に誤解がないように、理解ができる説明ができれば良いと思う。</p>
教育長	<p>通知なので、しっかりと文言を吟味していく。</p>
大谷委員	<p>幼稚園、小中学校等とあるが、幼稚園は高田幼稚園のみか。</p> <p>検査対象者を決定するのは誰なのか。</p>
学校教育課長	<p>幼稚園は、高田幼稚園のみである。他の幼稚園にはこの通知は発出されていない。</p> <p>検査対象者は保健所から指名される。</p>
大谷委員	<p>私立幼稚園に通っていて、きょうだいが市立小中学校に通っている場合もある。そのような場合、基準が異なり、情報の伝達が上手くいかないことで、混乱が起きるのではないかと懸念がある。</p>
学校教育課長	<p>臨時休業等の基準の見直しについては、保護者向けにも文書を発出していて、私立幼稚園のきょうだいが市立小中学校にいる場合も、基準について理解していただいていると考える。</p>
教育総務課長	<p>私立幼稚園は市の管理下に入れられないため、市が定めた基準をそこに当てはめることはできない。今後一定程度の情報は共有できるよう進めていきたいと考える。</p>
大谷委員	<p>短期間で多くの感染者が確認されることは、今後も起き兼ねないので、今回の状況を教訓として、対策を練ることが重要である。</p> <p>私立幼稚園は管轄が違うので情報共有ができないというのは、この状況下において</p>

ては良くないことだと考えるので、踏み込んで情報共有を図っていただきたい。

教 育 長

私立幼稚園に通う子どもたちも上越市の子どもたちには変わりはないので、情報共有、連携をしっかりと行っていく。

感染者の接触者や濃厚接触者、検査対象者の特定については、保健所がイニシアチブをとっている。保健所が非常にひっ迫していて、学校に接触者や濃厚接触者の特定を依頼する場合もあると聞いている。上越の場合は保健所がしっかりと行っている、心配はないと思っている。

それでは、報告第4号について、ご承認いただけるか。

原案どおり承認

閉会宣言

午後2時27分

令和3年10月25日

上越市教育委員会

教育長 早川 義裕

会議録署名委員 小林 晃彦